

第22期 第19回福岡県有明海区漁業調整委員会議事録

1. 日 時 令和6年2月2日（金） 14:00～14:58

2. 場 所 福岡県有明海水産会館（柳川市三橋町高畑271）

3. 出席者

福岡県有明海区漁業調整委員会 委員10名

4. 臨席者

水産庁九州漁業調整事務所 2名

福岡県農林水産部水産局漁業管理課 2名

福岡県有明海区漁業調整委員会事務局 2名

福岡有明海漁業協同組合連合会 1名

5. 議題及び議決内容

(1) 有明海区における知事許可漁業の新規許可に係る制限措置及び申請期間について
(諮問) 資料1

(説明)

漁業管理課から資料1に基づき、説明がなされた。

(主な質疑や意見)

なし。

(審議結果)

原案のとおり定めることが適当であると答申することを決定した。

(2) 令和6年度さし網等漁業福岡佐賀相互入漁許可方針について (協議) 資料2

(説明)

漁業管理課から資料2に基づき、説明がなされた。

(主な質疑や意見)

なし。

(審議結果)

原案のとおり承認され、第381回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会に臨むことを決定した。

(3) 有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書について (協議)
資料3-1、3-2

(説明)

事務局から資料3-1に基づき、協定書に定める「中島川（矢部川）みおすじ」に係る行政間協議の結果について、漁業管理課から資料3-2に基づき、有明海における知事許可漁業の許可状況について説明がなされた。

(主な質疑や意見)

委員：中島川みおすじの位置については、採貝漁業者にもしっかり説明すべき。

会長：福岡有明海漁連から説明していただけないか。

有明海漁連：あさり漁業権管理委員会で説明する。

(審議結果)

原案のとおり承認され、第381回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会に臨むことを決定した。

(4) 農林水産大臣管轄漁場における漁業権漁業の資源管理の状況等の報告について

(報告)

資料4

(説明)

水産庁九州漁業調整事務所から資料4に基づき、説明がなされた。

(主な質疑や意見)

委員：漁業権が行使されなくなった理由は。

九州漁業調整事務所：漁場が養殖に適さなくなったため。

(5) 福岡県有明海区における漁業権漁業の資源管理の状況等の報告について (報告)

資料5

(説明)

漁業管理課から資料5に基づき、説明がなされた。

(主な質疑や意見)

委員：有区第47号がのり養殖からあさり養殖に変更して利用したいということは、漁業者からでた意見なのか。

漁業管理課：漁業権者に対する漁業法第91条に基づく指導をおこなったところ、あさり養殖場として活用したいとの回答があった。

これまで、有区第47号ではアサリの増殖試験などを行ってきており、そういう実態も含めて免許している。

会長：有区第47号では、のり養殖は行われていないのか。

有明海漁連：行われていない。

(6) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議について (報告)

資料6

(説明)

事務局から資料6に基づき、説明がなされた。

(主な質疑や意見)

なし。

(7) その他

なし。